

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 10日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21510283

研究課題名（和文） 男女医師のワークライフバランスとキャリア形成の研究

研究課題名（英文） Studies on work-and-life balances and career developments of Japanese physicians

研究代表者

中村 真由美 (NAKAMURA MAYUMI)

富山大学・経済学研究科・准教授

研究者番号：30401269

研究成果の概要（和文）：本研究では、医師と法曹という専門職のワークライフバランスとキャリア形成の比較研究の一部として、男女医師に対して web モニター調査を実施した（2010 年実施、有効回答数 1876 票）。また、『就業構造基本調査』の再分析やインタビューの分析もあわせて行い、医師の就業形態、勤務先、専門分野、地位、職業履歴におけるジェンダー差や、婚姻率や家庭における家事・育児分担等のジェンダー差の状況を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this study, a web survey was conducted on Japanese physicians of both sexes in 2010 (1876 valid responses), as a part of a larger comparative study on the work-and-life balances and career developments of the two professionals (physicians and lawyers) in Japan. This survey, along with the secondary analysis of the Employment Status Surveys and the interviews, aimed at illuminating gender differences in work status, place of work, specialty, positions, work history, as well as marriage ratio, and division of labor at home of those physicians.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
21 年度	3,200,000	960,000	4,160,000
22 年度	200,000	60,000	260,000
23 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,900,000	1,170,000	5,070,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：ジェンダー

キーワード：ジェンダー、ワークライフバランス、専門職、医師、弁護士、家族、女性、キャリア形成

1. 研究開始当初の背景

医師不足が社会問題となっているが、その要因の一つとして女性医師の増加およびその専門分野、就労形態、就労先の偏り等が原

因としてあげられている（吉田 2009 など）。女性医師は、育児と両立するために、病院勤務から診療所勤務に移動するトランジションのタイミングが男性医師より 10 年ほど早

く（吉田 2009）、非常勤勤務になる割合も高いという（長瀬 2007）。結果として、女性医師の比率が増えることで、働き盛りの年代において、病院勤務医が不足すると考えられる。また、女性医師の選ぶ専門科には偏りがあり、女性医師は耳鼻科・皮膚科・小児科・産婦人科等を専門とする傾向があり、外科を専門としない傾向がある。このことが、外科医数の減少につながり、さらには、女性医師の病院常勤医を離れるトランジションのタイミングが早いことから、女性医師の多い専門科（産婦人科や小児科など）において病院勤務医不足が起きることにつながっている（吉田 2009 など）。

しかし、女性医師のワークライフバランスやキャリア形成の現状については十分明らかにされているとは言えない。たとえば政府統計の「医師・歯科医師・薬剤師調査」では、常勤と非常勤の区別や労働時間を聞いておらず、女性医師の常勤・非常勤の比率やその労働時間の実態については十分に明らかになっていない。

さらに、既存の調査は医師の手によるものが多く（それらは非常に優れた、貴重な研究の蓄積であるが）、社会学的な視点による研究—複数の専門職の制度の比較の視点や、性別役割観等の社会学的な変数、キャリア履歴の統計分析手法を取り入れた調査研究など—は前例が少なかった。

この2つの観点から、本調査では、社会学的な調査研究を実施した。

2. 研究の目的

本研究の全体構想と目的は、（1）日本における男女医師を対象に調査を実施し、医師のキャリア形成や、家庭における性別役割分業の実態を調査し、計量的な分析を行うこと

で、特に女性医師のキャリア形成やワークライフバランスを阻害する要因や改善点を明らかにする、（2）さらに、「法曹に対する質問紙調査（平成 18-20 年度 科研費研究 基盤C「医療・法曹職女性の研究」研究代表者中村真由美）」の結果とあわせ、医師と法曹の計量比較研究を行うことで、2つの専門職の間の制度の差異が（労働の柔軟性など）性別役割分業やキャリア達成におけるジェンダー差に与える影響について検証することを目的とした。また、政府統計である、『就業構造基本調査』（平成 14 年度、平成 19 年度）の再分析や、また以前実施したインタビュー結果もあわせて分析を行なった。

3. 研究の方法

本研究では、医師と法曹という専門職のワークライフバランスの比較研究の一部として、医師に焦点をあて、調査を行なった。男女医師に対して web モニター調査を実施した（2010 年 3 月実施、有効回答数 1876 票、女性 306 票、男性 1570 票）。この際、平成 18 年度科研費で実施した、弁護士に対するワークライフバランスの調査と比較可能な設計とした。

また、web 調査は設問設計の自由度が高いというメリットがある一方でデータの代表性に問題があることから、全国調査であり無作為抽出による調査である、政府統計『就業構造基本調査』の平成 14 年と平成 19 年のデータの再分析も行なった。さらに、以前のインタビューデータもあわせて分析を行なった。

4. 研究成果

『就業構造基本調査』の再分析により、子供を持つ、30代前半から40代前半の既婚女性勤務医師の労働時間が、勤務形態によって大きく異なることが明らかになった。例え

ば、30代前半の既婚の子供を持つ女性医師では、常勤では週47.3時間であるが、非常勤ではわずか17.5時間に過ぎない。一般女性における常勤・非常勤の労働時間の違いよりも差は遥かに大きい(Nakamura 2012)。子育て中の女性医師の場合、非常勤になると、極端に労働時間が短くなる傾向が見られるのである。

このデータでは女性医師の該当ケース数が限られることや、また就労状況にはまわりからの育児援助の有無等の様々な状況も関わっていると考えられることから、結果の解釈には注意が必要であるが、女性医師の場合、一旦、非常勤になると、極端に労働時間が短くなっている可能性を示唆している。

今まで女性医師の勤務形態別の労働時間の具体的な数値については注目されてこなかったが、医師の充足数を予想する上でも、勤務形態別の労働時間に着目することは重要である。たとえば医師・歯科医師・薬剤師調査等の、医師を対象とした大規模調査において、勤務形態の別や労働時間について調べ、傾向を調べる必要があるのではないか。さらにこの傾向が大規模の大きい調査で確認された場合、医師の労働時間を減少させない為にも、まず非常勤化させないような施策が必要ではないだろうか(短時間常勤職や、後述する複数主治医制、交替勤務制の普及により、子育て期も常勤のままでいられるようにする等)。

インタビュー調査において、女性医師は非常勤化することで、大学等の組織から孤立してしまい(「根無し草になる」と表現していた)、医師のキャリア形成の上で非常にマイナスな影響を与えると言う指摘があった。キャリア形成の点からも、子育て期の女性医師が非常勤化せず、病院常勤医のままでいられるような施策が必要であると考えられる。

次に、我々が行なったWeb調査の結果から結果を紹介する。医師の就業形態、勤務先、専門分野、地位、職業履歴におけるジェンダー差や、婚姻率や家庭における家事・育児分担等のジェンダー差の状況を明らかにした。

医師の場合、初期のキャリア(研修や研修先など)については、ジェンダー差はほとんど見られないが、その後の子育て期に就業形態や就労先に違いが現れていた。これは、女性弁護士にも共通しているパターンである。勤務先等、キャリア初期にはジェンダー差は少ないが、子育ての時期から、転職等を通じてジェンダーによる分岐が始まっている。

ただし専門分野については、医師の場合、最初からジェンダー差が見られる。当初の予想では、女性医師は家庭と両立するために途中で専門分野を変更することも多いと見ていたが、このサンプルでは専門分野を変更した比率は男女でほぼ同じ(10%程度)であった。医師の場合は、専門分野選択は多くの場合、キャリアの初期に決まるようである。

弁護士の場合、キャリア初期に勤める事務所のタイプによって最初の専門分化が起き、さらに、キャリアの途中で、独立や転職を通じて小さい事務所に移る際に、法人対象の業務から個人を対象とした業務に変わるといような専門分化が起きる為、同じ専門職でも、専門分化の時期に違いがあるようである。

医師の専門分野選択の理由は男女で異なっていた。男性医師は興味を理由に専門分野を選択する傾向が女性医師よりも強く、女性医師は男性医師に比べて、家庭との両立のしやすさ(理解のある上司や同性の先輩の多い医局を選ぶ、夜間呼び出しの少ない科を選ぶ等)を考慮して選ぶ傾向があった。この傾向が(医師不足の一因ともみなされている)女性医師の「専門分野選択の偏り」につながっていると考えられる。

この背景には、日本の病院常勤医に一般的な「主治医制」の影響があると考えられる。病院常勤医は、主治医になると、担当患者に何かあれば夜間や休日も呼び出しに応じなければならない。また、病院常勤医は夜間や休日勤務が義務としてあることから、家庭との両立が難しくなる。その為、子育てと両立させる為に、比較的呼び出しの可能性の低い、慢性疾患を対象とする専門科を選び、また、病院常勤医を離れて診療所勤務や、非常勤勤務に移ることを選ぶと考えられるのである（中村 2009）。交替勤務制や複数主治医制を普及させるなどの施策が必要である。

医師の有配偶率は女性医師が 53.3%であり、男性医師が 84.0%で大きな差があった。配偶者が医師である比率は、男性医師が 10.2%であるのに対し、女性医師が 57.1%であり、大きなジェンダー差が見られた。男性医師の多くの配偶者は専業主婦である傾向があり、家事育児の多くを妻に頼ることが可能であるが、女性医師は医師同士で結婚する傾向にあり、家事育児の大半を担っていた。子育てを 5 割以上負担している比率は、男性医師がわずか 4%であるのに対し、女性医師は 97%だった。

男女で有配偶率や、結婚相手の職業に差異があるという傾向は、医師と弁護士に共通するパターンであった。男性医師や男性弁護士の大半は専業主婦と結婚する一方で、女性は同業者と結婚するという傾向がある。さらに、同業者同士の結婚であっても、女性の方が主に家事育児を担う傾向にある。その結果、女性医師や女性弁護士の配偶者も多忙であり、女性医師や女性弁護士自身が家事育児を主に担いながら、仕事も行うという、二重の負荷を担う傾向にあった。

また、女性が子育ての時期に、規模の大きい組織を離れ、時間に融通のきく、小さい組

織に移る（開業したり、診療所勤務に変わったりする）ことで、家庭との両立を可能にしている点も、医師と弁護士に共通していた。

一方で、医師と弁護士とで最も異なる点は、働き方の柔軟性や形態にあった。病院常勤医の場合、物理的に病院にいない時間があるため、夜間休日勤務があり、夜間休日の呼び出しにも応じなければならない。その時間的な拘束が家庭との両立を大きく妨げ、診療所や非常勤勤務に移る原因となっていた。

弁護士の場合には、時間に比較的コントロールがききやすく、家に仕事を持ち帰ることも可能であることから、比較的、家庭生活と両立しやすい側面があった（とはいえ、たとえば大手の渉外事務所の勤務弁護士などは長時間労働する傾向にあり、それが女性弁護士の家庭との両立を難しくし、それがキャリア形成のジェンダー差につながっていた（Nakamura2011）。

また、医師の場合、内視鏡などの「手技」が必要な専門科では、産休・育休の間にスキルが衰え、一方で休業中に訓練を積むことが難しいことも、女性の復職を困難にすると考えられていた。このことから、同じ医師でも専門科の違いにより休業期間の人的資本の蓄積や減耗に違いがあることが明らかになったが（中村 2009）、弁護士の場合、専門分野によって、知識の革新のスピードに違いがあり、分野によっては、休業中や育児期間中に先端知識を学び続けることが困難になるというケースが見られたが、医師のように「手技の衰え」という形で技術が衰えるということはなかった。

また、弁護士は基本的にはすべて常勤扱いであり、医師のように非常勤化するという点ではないという点で両者の働き方は異なっている（ただし、近年、弁護士の増加で様々

な勤務形態が増えている)。

なお、医師と弁護士では、学歴や資格制度による差異もあった。医師の場合は、博士号や専門医等の資格の取得がキャリアの上で大きな意味を持つ為に、子育て時期に病院常勤職を離れても、その間に博士号を取得したり、育休産休の間に専門医資格を取得したりすることで人的資本を蓄積し、将来のキャリアにつなげるということが可能であった(ただし、実際に博士号や専門医資格を持つ比率は女性医師の方が男性医師よりも少ない。女性医師の支援には、女性医師の専門医資格や博士号取得の支援も必要であろう。)

一方、弁護士の場合には、博士号取得はキャリア形成に重要ではなく、海外法科大学院への進学はキャリアにプラスに働きうるが、勉強の負担の大きさから子育て期に合わせて行うのは難しいようである。また、専門医資格のような資格制度もないことから、休業中・離職中に、医師のような形での学歴・資格取得を通じたスキルアップを行うことが難しくなっていた。

2つの専門職の比較を通じて分かることは、働き方や訓練の柔軟性が重要だということである。働き方の柔軟性を確保し、夜間呼び出しなどによる夜間の時間的拘束をなくし、子育て中に人的資本の蓄積をやすくし、人的資本を減耗させないように支援する(訓練可能性の柔軟性を確保する)ことが重要である。このことは、女性個人やその家族にとって重要なばかりでなく、社会全体にとっても、貴重な人的資源を最大限に活用して行くという意味で、重要な課題である。

なお、育児休業制度等の子育てに関する制度が、公の制度として整っていない傾向は、医師と弁護士に共通して見られた。育児休業制度に関しては、医師・弁護士共にそもそも取らないケースも多い。職場にも、制度その

ものがなかったり、制度があっても医師や弁護士には適用されなかったり、さらには医師の場合には、常勤で非管理職のみに適用されるなど、適用が限定的であるケースが見られた。女性専門職を活用していく上で、出産・育児関連の制度を整備し、実際に必要な人が使えるようにしていくことは急務である。

今後は、キャリア履歴等の詳細な分析も含めて統計的な分析を進め、結果を発表していく予定である。

【文献】

- 長瀬啓介 2007. 「医師・歯科医師数の将来予測に関する研究」厚生労働省報告書.
- 中村 2009. 「女性医師が専門科を選択する要因について」労働社会学研究(11).
- Mayumi Nakamura 2011. "Factors Affecting Gender Differences in Japanese Lawyers' Specialization Choices" Law and Society Association, Annual Meeting (Westin St. Francis, San Francisco).
- Mayumi Nakamura 2012, "The Negative Effect of the "Physician in Charge System (On Work-And -Life Balances of Japanese Female Doctors)", Work and Family Researchers Network, Annual Meeting. (Millenium Hotel, New York).
- 吉田あつし 2009. 『日本の医療のなにが問題か』NTT 出版.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)
中村真由美、「女性医師が専門科を選択する要因について」、労働社会学研究、査読有、第11号、2010、pp. 37-61.

〔学会発表〕(計4件)
① Mayumi Nakamura, "Factors Affecting Gender Differences in Japanese Lawyers' Specialization Choices" Law and Society

Association, Annual Meeting (Westin St. Francis, San Francisco) 2011.

②中村真由美、「渉外事務所における女性弁護士のキャリア—平等に向かっているのか？」 日本社会学会大会(関西大学)、2011.

③中村真由美、「弁護士の入職におけるジェンダー効果と学歴効果」日本法社会学会大会2012.

④Mayumi Nakamura, "The Negative Effect of the "Physician in Charge System (On Work-And -Life Balances of Japanese Female Doctors)", Work and Family Researchers Network, Annual Meeting. (Millenium Hotel, New York), 2012.

⑤Mayumi Nakamura, "Gender Differences in Specialization choices, and Career Advancements of Japanese Lawyers", Work and Family Researchers Network, Annual Meeting. (Millenium Hotel, New York), 2012.

[図書] (計1件)

中村真由美 (編著)、『医療・法曹職女性の研究—職場と家庭における性別役割分業と階層—平成 18～20 年度科学研究費補助金成果報告書』2009.

6. 研究組織

(1)研究代表者

中村 真由美 (NAKAMURA MAYUMI)
富山大学・経済学研究科・准教授
研究者番号：30401269

(2)研究分担者

三輪 哲 (MIWA SATOSHI)
東北大学・教育学研究科・准教授
研究者番号：20401268